

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 令和2年3月30日（月） 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番 大西 善郎	2番 小川 利	3番 小田 常雄
4番 金田 善雄	5番 木下 茂	7番 柴田 精治
8番 谷口 清美	9番 手塚 弘二	10番 中井 弘
11番 仲須 眞理	12番 長谷目 隆	13番 濱堀 秀規
14番 林 博子	15番 板東 幸雄	16番 藤本 詳治
17番 増金 義文	18番 松村 多美子	19番 向 栄治
20番 八木 健治		

欠席委員 6番 齋藤 はつ子

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について	所有権移転	4件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について		3件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について		3件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の合意解約）	1件
⑥農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借解約）	1件
⑦非農地証明願について	4件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年3月の農業委員会を開会いたします。  
開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり過半数に達しております。  
よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している  
ことをご報告いたします。  
この後の進行につきましては、谷口会長様をお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。  
本日の署名人は、16番 藤本委員、17番 増金委員をお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審  
議に入ります。  
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >  
所有権移転 4件  
・申請番号1～4について申請内容説明

農林水産課係長 なお、申請番号2番の案件につきましては、柴田委員が関係しているため、柴田委員に  
は、審議の間退席していただきますようお願いいたします。

<柴田委員退席>

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いいたします。  
ご質問・ご意見等は無いようですので、採決いたします。  
それではお諮りいたします。  
『議案第1号』の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』については原案どおり承認いたします。  
次に、『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんお願いします。

小田委員 3番。譲受人は現在大麻町東馬詰地区で水稻、梨を栽培しています。  
申請地はこれまでも水田として利用されていた経緯があり、取得後も水稻を栽培する計画  
です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、  
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
申請番号1番の案件について、許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。  
次に、申請番号2番の案件について地元委員さんからご意見をお願いします。

小田委員 3番。譲受人は大麻町高畑地区でれんこんを栽培しています。  
申請地ではこれまでもれんこんを栽培しており、取得後も同様にれんこんを栽培する計画  
です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、  
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案どおり承認することといたします。  
次に、申請番号3番の案件について地元委員さんからご意見をお願いします。

木下委員 5番。譲受人の●●さんは親子で農業を営んでおり、大津地区と大麻地区で水稻を栽培しています。申請地は水田として利用されていた経緯があり、●●さんが借り受けて栽培を行っていました。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 それではお諮りいたします。  
申請番号3番の案件について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号3番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条許可申請 3件>  
・申請番号1～3について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番及び2番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小田委員 3番。申請地は、●●●に隣接している土地です。  
譲受人である●●●は、新工場の建設により新たに従業員を雇用するため、敷地を探していたところ、新工場敷地に隣接している申請地の農地所有者と売買契約が成立したため、今回の許可申請となりました。

計画では、整地・転圧を行う予定であり、既存のコンクリート壁及び新設のコンクリート壁により周辺土地への被害防除を図ります。排水については雨水のみであり、地下浸透及び市道側溝へ排出する計画となっており、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、●●●に隣接しており、宅地及び旧吉野川により分断された広がりがない小規模な第2種農地に該当します。

譲受人である●●●は、新工場の建設により新たに従業員を雇用することから、従業員用駐

車場敷地が不足するため敷地を探していたところ、新工場敷地に隣接している申請地の農地所有者と売買契約が成立したため、今回の許可申請となりました。

計画では、整地・転圧を行う予定であり、既存のコンクリート壁及び新設のコンクリート壁の施工により周辺土地への被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、地下浸透及び排水路により市道側溝に排出する計画です。

他に適当な土地もなく、周辺土地への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番、2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番、2番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

松村委員

申請地は、教会前駅の南にある農地です。

譲受人が太陽光発電事業敷地を探していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画では、整地後に砕石を敷設(ふせつ)し、施設周囲にフェンスを設置して被害防除を図ります。雨水については地下浸透にて対処する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、教会前駅の南約230mに位置する農地であり、周囲を県道 鳴門池田線と宅地により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、太陽光発電パネルを68枚設置、16.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年1月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年2月になされております。

事業計画では、整地後に砕石敷設を行う計画であり、施設周囲にフェンスを設置することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長           それではお諮りいたします。  
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           申請番号3番については原案通り承認することといたします。  
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第4号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長       <4. 報告事項     17件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	2件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
③農地法第18条第6項の規定による通知について (残存小作地の合意解約)	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について (賃貸借解約)	1件
⑤使用貸借解約について	1件

谷口会長           ただ今事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。  
無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
続きまして、第24期 農地利用最適化推進委員の選考について審議いたします。  
まず、事務局より応募状況について説明を求めます。

事務局係長       <第24期 農地利用最適化推進委員について>

会長               ただ今、事務局より説明がありました内容について、ご質問等ございませんか。  
無いようでございますので、お諮りいたします。  
第24期 農地利用最適化推進委員について、応募者全員を委嘱することにご異議ございませんか。

委員一同           <異議なし>

谷口会長           それでは、第24期 農地利用最適化推進委員については応募者全員に委嘱することといたします。  
以上で第24期 農地利用最適化推進委員の選考についてはご審議いただきました。

次に、その他でございますが、何かございませんか。

事務局係長 先ほどの説明の中で、農地利用最適化推進委員さんの部分について説明させていただきましたが、農業委員さんの改選の状況につきましても説明をさせていただきます。

こちら、同時に1月10日から2月10日まで公告により募集をさせていただいております。応募終了時点の結果につきましては、定数20名のところを応募人数が21名となっております。

大津地区より、中立委員の方が2名立候補されている状況で、1名増になっておりました。

なお、こちらにつきましても、最終の公募結果は鳴門市の公式WEBサイトにて公表させていただいております。

審査につきましては、3月25日（水）に、農業委員会の評価委員会において評価審査をさせていただきました。結果につきましては、後日文書にて通知をさせていただきます。

また、今後の手続きについては、市長が任命を行い、市議会にて同意を得た上で、7月20日に臨時総会を開催する流れとなっております。

以上農業委員さんの状況についてご説明させていただきました。

谷口会長 他にございませんか。

それでは、これをもちまして令和2年3月の総会を終了いたします。ありがとうございます。

閉会 14時35分

令和2年3月30日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 藤本 詳治

議事録署名者 増金 義文